

令和 6 年 7 月 11 日  
水管理・国土保全局水政課

## 一級河川の区間を見直します

～国民の安全・安心を図る上で必要な区間を一体的に管理します～

国土交通省は、河川整備の実施等に伴い、令和 6 年 7 月 11 日付で一級河川の指定及び廃止を行いました。

一級水系<sup>(※)</sup>に係る河川の区間のうち、河川の形状、流域の地形、土地利用などを踏まえて、一体として管理する必要がある区間については、河川法第 4 条第 1 項に基づき国土交通大臣が一級河川として指定しています。また、既に指定済みの区間において、流路の変更など一体として管理する区間の変更が必要となった場合には、一級河川の指定の変更等を行っています。

(※) 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したもの

今回は、河川整備の実施等に伴い、令和 6 年 6 月 12 日の社会資本整備審議会河川分科会（第 68 回）での審議等を経て、令和 6 年 7 月 11 日付で一級河川の指定及び廃止を行いました。

### 【今回の一級河川指定等】

| 水系名 | 河川名                     | 都道府県名(市町村名) | 区分 | 管理主体 |
|-----|-------------------------|-------------|----|------|
| 鳴瀬川 | こぐらさわがわ<br>小黒沢川         | 宮城県(加美町)    | 指定 | 国    |
|     | いしくらさわがわ<br>石倉沢川        |             |    |      |
|     | さわがわ<br>ワケマイ沢川          |             |    |      |
|     | ぬまかわ<br>沼川              |             |    |      |
| 利根川 | かぬまがわほうすいる<br>蚊沼川放水路    | 群馬県(富岡市)    | 指定 | 群馬県  |
| 信濃川 | ふどうざわ<br>不動沢            | 長野県(大田市)    | 指定 | 国    |
| 高梁川 | たかはしがわはせん<br>高梁川派川      | 岡山県(倉敷市)    | 廃止 | —    |
| 仁淀川 | しんくさかがわほうすいる<br>新日下川放水路 | 高知県(日高村)    | 指定 | 国    |

### 【今回の一級河川の指定等を行った後の河川数及び河川延長】

河川数 14,089河川 (14,083河川)

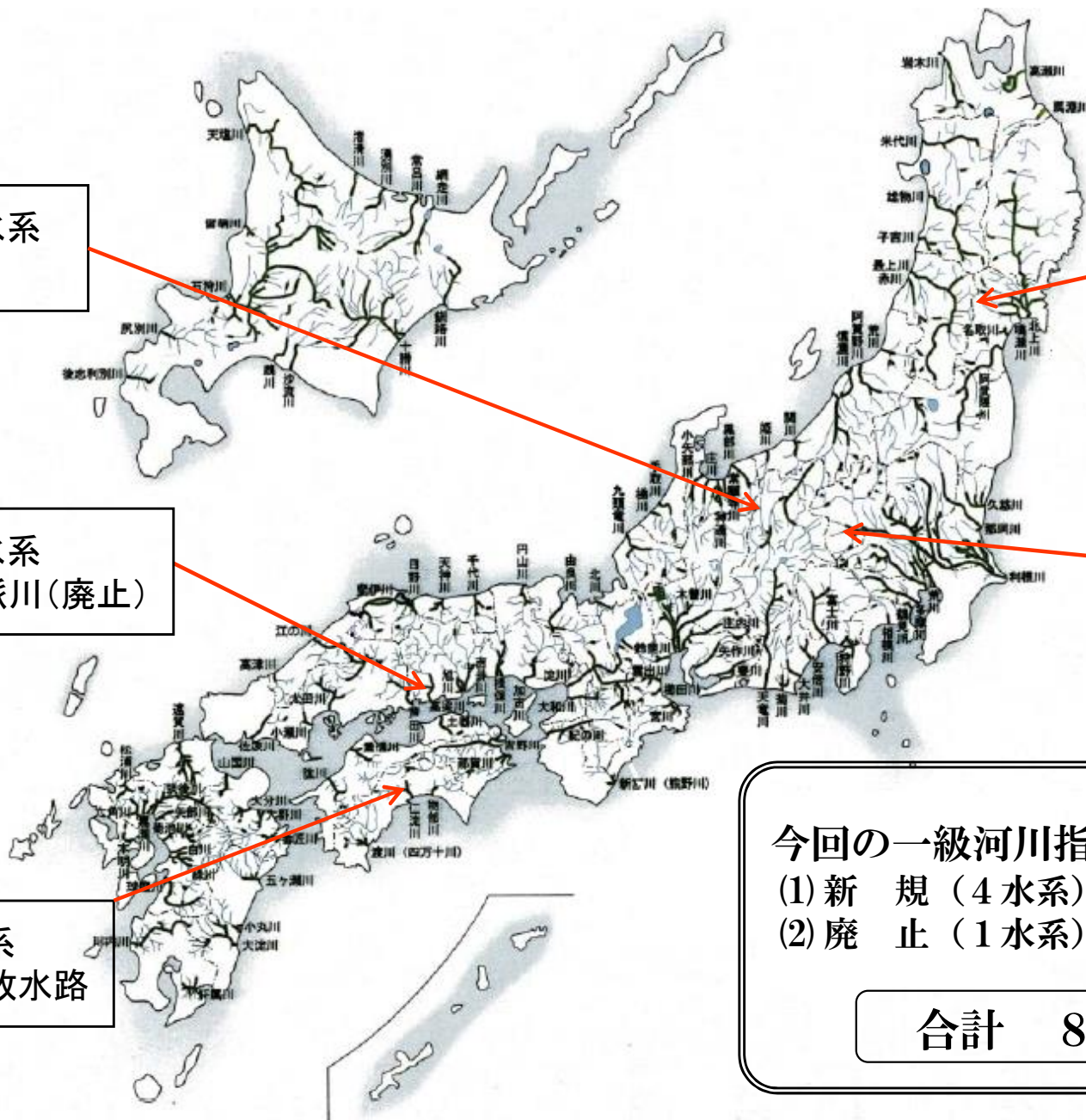
河川延長 88,109.1km (88,099.7km)

※ ( ) 内は今回の指定前の一級河川指定状況

### 問い合わせ先

水管理・国土保全局水政課 企画専門官 神代  
総務係長 大山  
TEL 03-5253-8111 (内線 35-222、35-223)  
03-5253-8439 (直通)

# 一級河川指定等の全国位置図



① 鳴瀬川水系  
小黒沢川、石倉沢川、  
ワケマイ沢川、沼川

② 利根川水系  
蚊沼川放水路

③ 信濃川水系  
不動沢

④ 高梁川水系  
高梁川派川(廃止)

⑤ 仁淀川水系  
新日下川放水路

|              |     |                   |
|--------------|-----|-------------------|
| 今回の一級河川指定等   |     |                   |
| (1) 新規 (4水系) | 7河川 | 11.4 km           |
| (2) 廃止 (1水系) | 1河川 | △2.0 km           |
| <b>合計</b>    |     | <b>8河川 9.4 km</b> |

# 一級河川指定等の一覧表

|   | 水系名 | 河川名                     | 都道府県名<br>(市町村名) | 区分 | 指定等の延長  | 指定等の理由  | 管理主体 |
|---|-----|-------------------------|-----------------|----|---------|---|------|
| ① | 鳴瀬川 | こくろさわがわ<br>小黒沢川         | 宮城県<br>(加美町)    | 指定 | 増 1.7km | 鳴瀬川総合開発事業のダム基本計画の策定により、影響が及ぶ河川の区間について一級河川の指定を行うもの。                    | 国    |
|   |     | いしくらさわがわ<br>石倉沢川        |                 |    | 増 0.7km |   |      |
|   |     | さわがわ<br>ワケマイ沢川          |                 |    | 増 1.1km |   |      |
|   |     | ぬまかわ<br>沼川              |                 |    | 増 0.8km |   |      |
| ② | 利根川 | かぬまがわほうすいろ<br>蚊沼川放水路    | 群馬県<br>(富岡市)    | 指定 | 増 0.5km | 広域河川改修事業による洪水の一部を中沢川へ流下させるための放水路整備が令和6年度に概成したことから、一級河川の指定を行うもの。       | 群馬県  |
| ③ | 信濃川 | ふどうざわ<br>不動沢            | 長野県<br>(大町市)    | 指定 | 増 1.2km | 令和6年度よりダム貯水池へ流入する不動沢の土砂を管理する河川管理施設の整備を予定しているため、必要区間について、一級河川の指定を行うもの。 | 国    |
| ④ | 高梁川 | たかはしがわはせん<br>高梁川派川      | 岡山県<br>(倉敷市)    | 廃止 | 減 2.0km | 小田川合流点付替え事業が令和5年度に完了したことから、一級河川の廃止を行うもの。                              | —    |
| ⑤ | 仁淀川 | しんくさかがわほうすいろ<br>新日下川放水路 | 高知県<br>(日高村)    | 指定 | 増 5.4km | 床上浸水対策特別緊急事業による新日下川放水路の整備が令和5年度に完成したことから、一級河川の指定を行うもの。                | 国    |

【参照条文】

○河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

（一級河川）

第四条 この法律において「一級河川」とは、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川（公共の水流及び水面をいう。以下同じ。）で国土交通大臣が指定したものをいう。

2 （略）

3 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、社会資本整備審議会及び関係都道府県知事の意見をきかなければならない。

4 （略）

5 国土交通大臣は、第一項の規定により河川を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、水系ごとに、その名称及び区間を公示しなければならない。

6 一級河川の指定の変更又は廃止の手続は、第一項の規定による河川の指定の手続に準じて行なわれなければならない。

（一級河川の管理）

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間（以下「指定区間」という。）内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととすることができる。

3～7 （略）